

土浦市不妊治療費（先進医療）助成のご案内

土浦市では、令和7年11月1日より医療費保険適用の生殖補助医療と保険適用外の先進医療を組み合わせる不妊治療を受けた方に、治療費のうち先進医療にかかった費用の一部を助成します。

〈助成対象者〉 次の①～⑦すべての要件を満たしている方が対象です。

- ①不妊治療を受けた夫婦で、「1回の治療」の初日から申請日までの間、夫又は妻のいずれか一方が県内に住所を有している者で、治療終了日にいずれか市内に住所を有している方。
- ②生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、医療保険が適用される生殖補助医療と先進医療を組み合わせる治療を行った方
- ③治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。
- ④令和7年4月1日以降に治療が終了した方。
- ⑤夫婦いずれにも市税等の滞納がない方。
- ⑥申請する不妊治療費について、他の地方公共団体が実施する助成金等の交付を受けていない方
- ⑦法律上の婚姻をしている方、または事実婚の関係にある方。

〈対象となる治療〉

- ・先進医療の実施機関として、厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている、保険医療機関で実施された治療。
- ・医療保険が適用される生殖補助医療と併せて実施する先進医療

【先進医療】 令和7年4月1日現在

※先進医療の最新の情報は、厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）外部リンクをご覧ください。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ・子宮内膜刺激術（SEET 法） | ・子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査） |
| ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 | ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI） |
| ・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） | |
| ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSi） | ・二段階胚移植術 |
| | ・タクロリムス投与療法 |
| ・子宮内膜受容能検査1（ERA） | ・膜構造を用いた生理学的精子選択術 |
| ・子宮内膜受容能検査2（ERPeak） | ・着床前胚異数性検査1 |
| ・子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE） | ・着床前胚異数性検査2 |

〈対象とならない治療〉

- ・男性不妊治療（精子と精巣又は精巣上体から採取する手術）
- ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するものをいう）によるもの
- ・借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精させて得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するものをいう）によるもの

〈助成金額〉

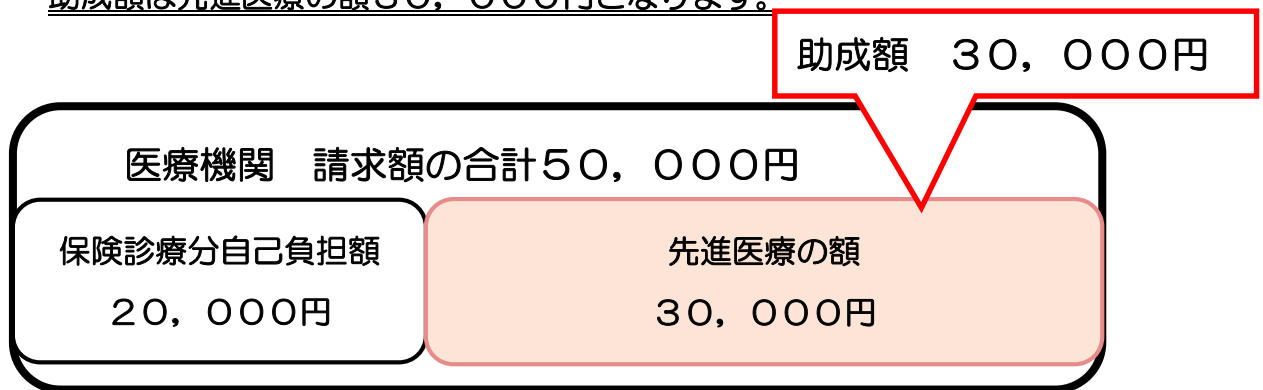
先進医療に要した費用に対して、1回の治療につき4万円まで助成します。

※保険診療と先進医療を組み合わせで行った治療のうち、先進医療に要した費用を対象経費とします。

※入院時差額ベッド代、食事代、文書料等、治療に直接関係のない費用は対象外です。

例：医療機関の請求は50,000円。内、保険診療の自己負担額が20,000円、先進医療額30,000円の場合。

助成額は先進医療の額30,000円となります。



〈助成回数〉

- ・保険診療の回数に準じ、初めての治療開始時の時の女性の年齢が、40歳未満であるときは通算6回、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成します。

※1回の治療とは、医師が当該採卵に係る治療計画を作成した日から妊娠の確認、または医師が治療終了と判断した日に至るまでの一連の過程です。

〈申請期間〉

1回の治療の終了毎に、その治療が終了した日から起算して、90日を経過する日。
または、当該治療が終了した日の属する年度の3月31日まで。

〈申請方法〉

土浦市こども包括支援課（市役所1階）へ申請してください。

〈申請時に必要な書類〉

- ①土浦市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） ＊
- ②不妊治療費等に係る領収書及び不妊治療費等の内訳がわかる明細書
- ③不妊治療（先進医療）受診等証明書（様式第2号） ＊

※保険適用の生殖医療と併せて実施する保険適用外の先進医療にかかった費用の
（検査、院外処方も含む）全額の記載が必要です。

- ④住民票謄本（夫婦どちらかが市外在住の場合のみ必要）
- ⑤納税証明書その他の市税等を滞納していないことを証明する書類

（納付状況の照会に関する同意「①土浦市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に署名をいただくことで、提出を省略できます。）

- ⑥事実婚関係に関する申立書（様式第3号） ＊

- ⑦印鑑

- ⑧代表申請者の振込先口座（支店名や口座番号など）がわかるもの

※①、③、⑥の様式は、土浦市こども包括支援課（土浦市役所内）の窓口または、土浦市役所ホームページからダウンロードできます。

問合せ・申請窓口

土浦市こども包括支援課 母子保健係
〒300-8686

土浦市大和町9番1号（土浦市役所1階）

電話：029-826-1111
（内線2511）

平日8時30分～17時15分